

地下水・地中熱を利用したヒートアイランド対策について

「ヒートアイランド対策大綱」において、地表面被覆の改善を図るため「水の活用による対策の推進」が位置づけられ、都市再生本部決定の都市再生プロジェクト等による具体的な対策が展開されています。これは、散水による気化熱や水面積の拡大によるヒートアイランド現象の緩和を図るもので、その水源として地下水等の活用が位置づけられています。また、人工排熱の低減を図るため新エネルギーや未利用エネルギーの利用が位置づけられ、地下水や地中熱の利用を促進することとされました。（裏面 図－1 参照）

一方、地下水・地中熱の活用も地球温暖化対策の推進に有効な手段です。

これらの状況を踏まえ、環境省では今後の地下水・地中熱を利用したヒートアイランド対策を推進するため、以下の事業を実施しています。

（1）クールシティ推進事業

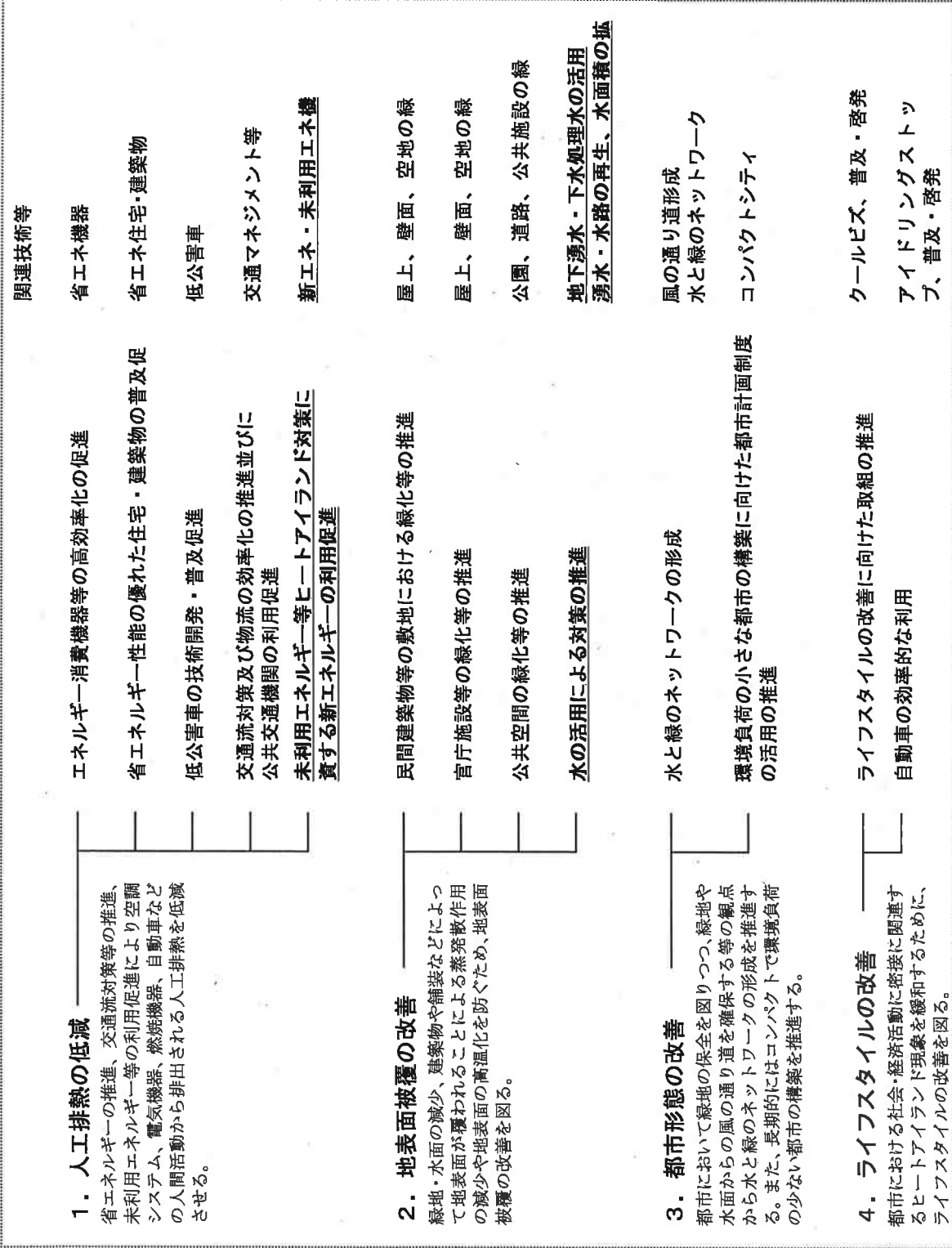
地下水等の散水等への利用や、地中熱（地下水を含む）ヒートポンプ利用によるヒートアイランド対策について地盤環境への影響を考慮しつつ対策効果を検証する事業。

- ・事業予定年度は、平成 18 年度より 5 ヶ年（毎年数事業）
- ・平成 18 年度は、大阪府及び福岡県において実施

（2）温暖化対策に資するクールシティ中枢街区パイロット事業

中枢的な都市の街区を公募により選定し、その街区において屋上緑化、遮熱性塗装、保水性建材など他のヒートアイランド対策と併せて地下水・地中熱を利用したヒートポンプを採用する民間事業者に対して 1 / 2 補助を行う事業

- ・事業予定年度は平成 19 年度より 5 ヶ年



図一1 ヒートアイランド対策の施策体系（ヒートアイランド対策大綱 H16.3より）